

政

令

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年四月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百二十九号

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第八項、第七條第一項及び第六十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

（鳥インフルエンザ（H7N9）の指定）

第一條 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH7N9であるものに限る。次條第一項（同項の表を除く。）において「鳥インフルエンザ（H7N9）」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六條第八項の指定感染症として定める。

（法の準用）

第二條 鳥インフルエンザ（H7N9）については、法第八條第一項、第十二條（第四項及び第五項を除く。）、第十三條、第十六條から第二十五條まで、第三十條、第三十四條、第三十五條（第四項を除く。）、第三十六條第一項及び第二項、第三十七條、第三十八條（第七項を除く。）、第三十九條第一項、第四十條から第四十四條まで、第五十八條（第五号から第九号まで、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第六十一條第二項及び第三項、第六十三條の二、第六十四條第一項、第六十五條、第六十五條の三並びに第六十六條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第八條第一項	一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるもの	鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであるものに限る。以下「鳥インフルエンザ（H7N9）」という。）
第十二條第一項第一号	一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染者にかかっていると疑われる者	鳥インフルエンザ（H7N9）の患者
第十三條第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症のこと	鳥類に属する動物

第十三條第二項	前項の政令で定める動物	鳥類に属する動物
第十三條第五項	同項の政令で定める感染症	鳥インフルエンザ（H7N9）
第十七條第一項	同項の規定	前項の規定
第十八條第一項	一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者	鳥インフルエンザ（H7N9）の患者
第十八條第二項	患者及び無症状病原体保有者	患者
第十八條第四項	患者若しくは無症状病原体保有者	患者
第十八條第五項	患者又は無症状病原体保有者	患者
第十九條第一項及び第二十條第一項	一類感染症	鳥インフルエンザ（H7N9）
第十九條第三項及び第二十條第二項	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に	感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。以下同じ。）に
第二十二條第一項及び第二項	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外	感染症指定医療機関以外
第二十二條第一項及び第二項	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
第二十二條第四項	一類感染症の病原体を保有しているかどうか	鳥インフルエンザ（H7N9）の病原体を保有していること又は当該感染症の症状が消失したかどうか
第三十條	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	鳥インフルエンザ（H7N9）